

宮城県がん登録情報の利用者の皆さんへ

令和 8 年 8 月 5 日

宮城県立がんセンター宮城県がん登録室

1 今回提供された情報について

○ 集約された情報です

今回提供された情報は、県内の医療機関から届出されたがん登録情報を当室で審査・整理を行い、その後、国立がん研究センターが審査・整理し、同一人物の同一のがん情報をひとつに集約した情報です。集約は、国際的に運用されているルールに基づいて行われています。

- もし、今回が 2 回目以降の利用で、先に提供を受けたがん情報が今回は提供されていない、あるいは、今回提供されたがんの情報が前回と変わっていたという場合、先に情報の提供を受けたがんについて、新たな届出があり、集約の結果、情報が置き換えられた可能性があります。

○ 最終生存確認日は前年の 12 月 31 日までの死亡者情報が反映されています

国立がん研究センターでは、毎年、その時点まで登録された方について、前年の1月1日から12月31日までに死亡された方の死亡者確認情報と照合し、この時点で死亡している場合には、死亡日を最終生存確認日とし、死亡していない場合には、照合を行った情報の最終日である前年の12月31日を最終生存確認日としています。しかし、この照合を行った後の死亡情報については、この時点では反映されていません。

- もし、提供された最終生存確認日について、利用者が把握している死亡日が反映されていない場合、この照合のタイミングとのズレにより情報が反映されていない可能性があります。

2 提供された情報の取扱いについて

○ 法律と利用規約を遵守してください

提供された情報の取扱いについては、がん登録推進法の規定により適切に管理することが求められています。また、宮城県では、利用規約を定めています。利用に際して、これらの規定をご確認のうえ、遵守していただくようお願いいたします。

■ がん登録推進法(末尾に添付)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78ab3706&dataType=0&pageNo=1

■ 宮城県がん情報の提供の利用規約(令和5年5月1日宮城県知事)

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/14202/riyoukiyaku.pdf>

○ 違反した場合、利用中止などの措置があり、また、法律では罰則もあります

法律や規約に違反のないように、適切な利用をお願いいたします。

○ 法第20条で生存確認情報の提供を受けた情報の取扱い

国の指示により、以下のマニュアルのようになっておりますので、遵守をお願いいたします。

■ 全国がん登録 情報の利用マニュアル 第3版

第16 提供を受けた情報の取扱いについて(29～31 ページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001732031.pdf>

○ 具体的な情報の取扱い(安全管理措置)について

具体的な情報の取扱いについては、国のマニュアルで安全管理措置として定められています。申出書にも記載いただきましたが、詳細については、以下のサイトからご確認ください。

■ 全国がん登録 情報の利用マニュアル 第3版

別添2 利用者が行う安全管理措置(81 ページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001732031.pdf>

○ 利用の際の注意事項

提供された情報については、以下のことを遵守願います。

■ 宮城県がん情報の提供の利用規約(令和5年5月1日宮城県知事)

4 利用の制限(1 ページ)

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/14202/riyoukiyaku.pdf>

3 結果の公表に当たって

○ 公表の際の注意事項

公表に当たっては、以下を遵守し、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにしてください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 提供を承認された登録情報等及びその任意の組み合わせによる集計値から特定の個人を識別できる場合は公表しないこと。② がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。③ 特定の市町村に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町村に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないように公表すること。④ 公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから、減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。⑤ 他の公表値と組み合わせで利用した場合に、秘密の暴露となるデータがないこと。 |
|---|

○ 出典に関する明記

公表に際しては、法律に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等である旨を明記してください。

○ 公表前の確認

公表予定の内容については、次の事項について遵守しているかどうか、公表前の確認を受ける必要があります。公表の2週間以上前までに窓口組織へ公表予定資料を提出してください。

- ① 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと。
- ② 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと。
- ③ 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること。

公表予定の内容については、論文、学会発表抄録、書籍、ウェブサイト、会議資料等を指します。論文の場合、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表予定の内容に修正を要する場合にも、公表前に報告してください。内容によっては、審議会に意見を聴くことがありますので、ご了承願います。

○ 公表後の報告

学会又は研究会等への公表予定の場合、発表終了後、速やかに発表資料について報告してください。

4 変更の手続き

○ 変更の手続きが必要な場合

申出文書について、以下のような記載事項の変更が生じたときは、窓口組織へ変更後の様式等を提出する必要があります。速やかに相談窓口までご相談ください。なお、利用者を追加する場合、手続きが完了するまでは、新しい利用者は利用できませんので、ご注意ください。手続きを経ずに利用していることが判明した場合、利用停止などの措置をとることがあります。

- ① 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合
- ② 利用者を追加又は除外する場合（ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く）
- ③ 成果の公表形式を変更する場合
- ④ 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ⑤ その他、①から④以外で申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
- ⑥ その他、①から⑤以外の微細な修正を行う場合

○ 変更の手続き

変更の手続きには、以下の書類をご準備ください。

- ① 宮城県がん情報の提供の申出の変更について(様式2-4)
- ② 変更後様式
- ③ 新旧対照表

■ 書類の様式は、宮城県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/gantouroku-use-application.html>

5 情報の紛失・漏えい等があった場合

情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やか

に窓口組織へ報告してください。休日・夜間の場合には、宮城県立がんセンターの代表番号に連絡してください。

6 利用期間中の報告

利用期間中、必要に応じて報告を求めることがあります。

7 利用期間終了後の手続き

○ 利用期間終了後の処置

利用期間終了後、提供を受けた情報及び公表した内容以外の中間生成物を含む情報については、紙媒体は国のマニュアルで定める規格を満たしたシュレッダーによる裁断等の処置、電子媒体は切断などの物理的破壊や消去用ソフトの利用による処置を行ってください。具体的な処置方法は、申出書にも記載いただきましたが、詳細については、以下のサイトからご確認ください。

■ 全国がん登録 情報の利用マニュアル 第3版

別添2 利用者が行う安全管理措置(81 ページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001732031.pdf>

○ 報告書の提出

利用期間終了後の処置を行った後、利用終了後から3か月以内に、次の報告書を窓口組織へ提出してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 廃棄処置報告書(様式7)② 実績報告書(様式8)③ 成果資料(論文、学会発表抄録、書籍、ウェブサイト、会議資料等) |
|---|

■ 書類の様式は、宮城県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/gantouroku-use-application.html>

連絡先(窓口組織)

宮城県立がんセンター 宮城県がん登録室

〒981-1239 宮城県名取市愛島塩手字野田山 47-1

TEL 022-796-3624(直通)

022-384-3151(代表)

E-mail: registry@miyagi-pho.jp

がん登録推進法(平成 25 年法律第 111 号) 抜粋

(受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等)

第三十条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限)

第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者(国立がん研究センター、都道府県知事(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。))及び市町村長を除く。次条において同じ。))は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者による全国がん登録情報の保有等の制限)

第三十二条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間(全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。))を超えて保有してはならない。

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務)

第三十三条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務)

第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(報告の徴収)

第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者（都道府県知事及び市町村長を除く。次条において同じ。）又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第五十二条 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十三条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項から第五項までに規定する者 その事務に関して知り得た当該各項に規定する情報

二 第二十九条第六項に規定する者 その業務に関して知り得た同項において準用する同条第一項、第三項又は第五項に規定する情報

三 第三十四条に規定する者 その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報（匿名化が行われていない情報に限る。）

第五十六条 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下

の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十四条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報(匿名化が行われていない情報を除く。)を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。